

鳥取県告示第 470 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理 事 岩 垣 開 三 米子市淀江町西尾原83－1

平成19年 4 月25日退任